

病院規定文書

文書名：医療安全管理指針

2014年 10月 1日制定
2016年 11月 28日改定
2017年 2月 17日改訂
2017年 10月 1日改定
2018年 10月 1日改訂
2020年 8月 24日改訂
2021年 9月 21日日改訂

(第 07 版)

社会医療法人 雪の聖母会
聖マリアヘルスケアセンター 医療安全管理委員会

文書番号

33000-HS-00001-17501

(主 旨)

第1条 本安全管理指針は、聖マリアヘルスケアセンター（以下、「本院」という）ならびにその関連施設において提供する保健、医療、福祉が、患者やその家族にとって、安全かつ適正で良質なものであるために、医療事故の発生防止対策および医療事故発生時の対応方法について定め、本院の医療安全管理体制の確立と医療安全管理活動を推進するためのものである。

第2条 医療安全管理に関する基本的な考え方

1. 患者が求める安全かつ適正で良質の医療を提供するためには、医療安全管理の必要性・重要性を認識し、事故防止に努めなければならない。そのためには、「人は誰でも間違える、しかし間違いは防げる」という考えの基に、また、エラーを誘発しにくい環境と起こったエラーが事故に発展しないシステムを整備し、組織横断的な取り組みを展開しなければならない。職員は自らの責務を認識すると共に、報告システムを理解し、安全管理研修から学習することで安全に対する知識を高め、医療チームの一員として他職種と連携して業務に従事しなければならない。これらの安全性の確保に重きを置いた認識と行動を推進して、安全文化を醸成していく必要がある。

第3条 医療安全管理のための委員会に関する基本事項

医療安全に関する委員会として、「聖マリアヘルスケアセンター医療安全管理委員会」（以下、「医療安全管理委員会」という）を設置し、院長を委員長とし、医療安全管理に関する基本的事項について審議する。

第4条 医療安全のための職員研修に関する基本方針

医療安全管理委員会が中心となり、職員研修として、全病院職員を対象に定期的または必要に応じて随時開催する。職員は1年に2回は受講することを決まりとする。

第5条 医療に係る安全の確保を目的とした改善に関する基本方針

- 1) 「できごと報告」が発生した場合、迅速な報告を求めるとともに、「できごと報告」の原因分析は、当事者の責任を追及するのではなく、「発生の要因」「発生状況」など医療システムに視点を置いた改善策を立て、医療の質の向上に努める。

- 2) できごと報告書、患者・家族の医療に関する苦情、意見は医療安全管理委員会で分析を行い、必要な対策を検討し、全職員に周知する。
- 3) 「できごと報告」は集計し医療安全管理委員会で検討を行う。
- 4) 病院全体として取り上げる必要がある事例は、医療安全管理委員会に提言する。

第6条 医療事故等発生時の対応に関する基本方針

- 1) 第一に患者の治療に最善を尽くす。
- 2) 家族への連絡・説明は冷静、丁寧かつ誠意を持って行う。
- 3) 事故の状況や説明の内容、その時の家族の反応は詳細に診療録に記録する。
- 4) 当該部署の責任者へ直ちに報告し、所属長は医療安全管理委員長である病院長へ報告する。
- 5) 発生した医療事故について再発防止策を医療安全管理委員会にて取りまとめ、議事録をインターネット「CoMedix」に掲載し、全職員へ周知し、防止策の遵守を図る。

第7条 医療従事者と患者との間の情報の共有（患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針を含む）に関する基本方針

医療の安全意識を高めるために、医療に対する患者の意見を聴くことが必要である。そのため当院で作成した医療安全管理マニュアルの閲覧の要望があった場合はこれを妨げない。

第8条 患者からの相談への対応に関する基本方針

医療安全対策推進の一環として、患者及び家族が安心して医療を受けられるよう相談窓口を設置する。病状や治療方針などに関する患者からの相談に対しては、誠実に対応する。

第9条 その他医療安全のために必要な基本指針

安全管理の推進のために、常に安全管理体制の点検・見直しを行うと共に、院内の情報の共有化を図り、医療安全の向上に努める。

【医療安全管理委員に関する業務】

- 1) 本院において医療安全管理委員を設置し、各部門における医療安全対策の実施状況の評価に基づき、医療安全確保のための検討を行い、それに基づく医療安全対策の実施状況及び評価結果を記録する。
- 2) 医療安全管理委員は、病院長が任命する。
- 3) 医療安全管理の推進のため、各部署に医療安全管理委員を置く。
- 4) 院内研修の実績、患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取り扱い、その他の医療安全管理者の活動実績を記録する。
- 5) 医療安全対策に係わる取り組みの評価などを行うカンファレンスを月1回もしくは随時開催する。(カンファレンスには医療安全管理委員会の構成委員及び必要に応じて各部門の安全管理者が参加している。)
- 6) 定期的に院内を巡回(医療安全管理委員：看護師長)し、各部門における医療安全対策の実施状況を把握し・分析し、医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策を推進する。

【医療安全管理委員事務局に関する業務】

- (1) 各部署における医療安全の支援を行う。
- (2) 医療安全対策の体制確保のための各部門との調整を行う。
- (3) 医療安全対策に係わる体制を確保するための職員研修を企画・実施する。

【相談窓口に関する業務】

医療安全に係わる患者・家族の相談に適切に応じる。

相談があった場合、その内容を医療安全管理委員会(事務局経由)に報告し、対応を検討する。